

質問第二号

S D I 問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年十二月二十四日

黒柳 明

参議院議長 木村 睦男 殿

SDI問題に関する質問主意書

総理は米国のSDI構想に対しては「理解を示す」との言明を続けており、その姿勢は、国際的にも微妙な影を投じて来ている様に思う。

今国会中は東京サミットがあり、SDI参加については英国に続いて西独が決定しているが、この際、総理の姿勢については国民が重大な関心を払うところである。

以下数点について質問するので、具体的に答弁されたい。

一 従来の日米軍事技術協力の範囲には限界があつて、SDIへの参加となる様なものは、これを含まないのかどうか。その区分、線引きについてはどうなっているのか、明確な答弁を願いたい。

二 総理として「理解を示す」との態度を示しながら日米軍事技術協力により実質的には「参加す

る」ことになるおそれはないか。そのための歯止めはどうするか伺いたい。

三 東京サミット前後に総理の姿勢に変更はあり得るのか。ないとすれば「参加するものではない」との宣言をすべきだと思うが、いつ、いかなる形で行うか。

右質問する。